

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監 査 テ ー マ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和3年度	番 号	Ⅲ－3	区 分	意 見
項 目	行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担(担当課としては総務課)			報告書 ページ	51
措 置 状 況	取組中	監 査 対 象 課	環境部ごみ減量課		関係課 環境部総務課
意 見 内 容	甲府市資源回収協同組合を含む次の事業者（全6団体）に対し、甲府市が保有するなでしこ工房及び車庫棟の一部について、甲府市行政財産使用料条例第4条第4号に基づき、使用料を免除し、使用許可を与えている。 ・甲府市資源回収協業組合 ・甲府市環境事業協同組合 ・甲府市廃棄物協業組合 ・甲府市廃棄物事業協同組合 ・全日本同和会山梨県連合会 ・甲府同和事業推進委員会 使用に伴い発生する水道代、電気代、ガス代について、甲府市が負担し、使用者に対して請求していない。これらの実費相当額について、甲府市において負担する根拠はなく、公平性の観点から使用者に請求を行うべきである。 また、他の地方公共団体では、公有財産規程等に「行政財産を目的外使用することに伴い発生する光熱水費等について、使用者の負担とする」旨を明記しているケースもあるが、甲府市においては、光熱水費の取扱いを定めていない。他の地方公共団体の例を参考に、光熱水費の取扱いについて、条例・規程等に明記することも検討されたい。 ※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。				
措 置 内 容	行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担については、市全体の課題ととらえ、その取扱いについて関係部署と検討している。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				

監 査 テ ー マ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監 査 年 度	令和3年度	番 号	IV-8	区 分	意 見
項 目	委託料単価の再設計			報告書 ページ	83
措 置 状 況	現状維持	監 査 対 象 課	環境部ごみ収集課	関係課	—
意 見 内 容	現在の委託料が実態に即しているかを十分に検討すべきであり、例えば燃えるごみ・燃えないごみの収集運搬委託料と同様に人件費・車両費等を積み上げる方法も考えられる。委託料の設計に際しては、ルート間での公平性も考慮し、排出量当たりの委託料単価、居住人口当たりの委託料単価、走行距離当たりの委託料単価等の指標も検討対象にするのが望ましい。				
措 置 内 容	当該業務の委託料の設計に当たり、他地域の燃えるごみ、燃えないごみの収集運搬委託料と同様の設計や、排出量、居住人口及び走行距離に応じた委託料単価等の指標を取り入れることについて検討した。しかしながら、当該業務は、収集日程やルートなど収集方法等が相違し、また、複数の業務を同時に行っていることから、人件費・車両費や各種単価を直接的に積み上げることによる積算を行うためには、収集方法自体を見直し、業務を分割しなければならない。 こうした中、当該業務については、地域の特性により、収集方法等が相違するものであること、また、複数の業務を同時に行うことにより効率化を図っているものであることから現行の設計を継続することとする。なお、今後においても、排出量や対象人口等の指標の把握を行い、公平性、効率性を考慮の上、引き続き適正な委託料の設計に努めていく。				
措 置 通 知 日	令和8年8月27日				